

第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会 文化プログラム主催事業実施計画作成業務委託仕様書

1. 業務の名称

第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会文化プログラム主催事業実施計画作成業務

2. 目的

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会では、第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催に伴い、愛知・名古屋の歴史、文化芸術、自然環境、産業など様々な地域の魅力を発信する文化プログラムを実施する。

本業務では、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「AINAGOC」とする。）が定めた文化プログラムの概要や基本的な方針・考え方等をまとめた「愛知・名古屋 2026 大会文化プログラム（案）」に基づき、文化プログラムの中で、大会関係施設において実施する主催事業について検討・企画し、文化プログラム主催事業実施計画を策定する。

3. 文化プログラム主催事業概要

(1) 実施期間

2026 年 9 月 19 日～10 月 4 日（アジア競技大会）

2026 年 10 月 18 日～10 月 24 日（アジアパラ競技大会）

(2) 会場（大会関係施設）

ア 名古屋市瑞穂公園陸上競技場付近〈区画：約 1,600m²〉

イ その他競技会場所約 60 か所内〈1 競技会場あたり区画：約 20m²〉

ウ メインメディアセンター（名古屋国際展示場 第 3 展示場：予定）〈区画：約 50m²〉

エ 宿泊施設等〈対象施設及び区画：未定〉

(3) 参画対象者

- ・愛知県内市町村（以下、「県内市町村」とする。）
- ・県外競技会場所自治体（以下、「県外自治体」とする。）
- ・愛知県及び名古屋市の各部局（以下、「県市部局」とする。）

(4) 実施方法

開催都市で実施に係る体制を整え、上記（3）の参画を得ながら実施する。実施にかかるコンテンツ内容は参画者に企画・立案及び費用の負担を求めることとする。

4. 当事者

本仕様書では、アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会を「委託者」、本業務の受託事業者を「受託者」とする。

5. 委託業務内容

受託者は、本事業の趣旨を十分に踏まえたうえ、下記業務を実施すること。

なお、業務の実施にあたっては、「愛知・名古屋 2026 大会文化プログラム（案）」、県内市町村・県外自治体意向調査結果（2024 年 7 月実施）及び県市部局意向調査結果（2024 年 9 月～10 月頃に実施予定）を踏まえるとともに、委託者と十分に協議・調整すること。

※県内市町村・県外自治体意向調査結果、各会場の図面及び競技スケジュールは契約締結後、提供することとする。（県市部局意向調査結果も随時提供）

(1) 各会場の企画・立案

「愛知・名古屋 2026 大会文化プログラム（案）」及び意向調査結果に基づき、下記ア～エの各会場において実施する主催事業について委託者と協議のうえ、会場ごとに区画内デザイン等を検討し、企画・立案すること。企画・立案にあたっては、過去関連事例や類似事例の調査を行うこと。調査した内容はそれぞれ任意の様式でまとめること。なお、実施にかかるコンテンツ内容の詳細は 2025 年度に参画者と調整のうえ決定するため、本業務には含めない。

ア 名古屋市瑞穂公園陸上競技場付近〈区画：約 1,600m²〉

期間（予定）：2026 年 9 月 19 日～10 月 4 日、10 月 18 日～10 月 24 日

イ その他競技会場約 60 か所内〈1 競技会場あたり区画：約 20m²〉

期間（予定）：競技が開催している期間（競技スケジュールによる）

ウ メインメディアセンター（名古屋国際展示場 第3展示場：予定）〈区画：約 50m²〉

期間（予定）：2026 年 9 月 19 日～10 月 4 日、10 月 18 日～10 月 24 日

エ 宿泊施設等〈対象施設及び区画：未定〉

期間（予定）：大会関係者（選手やスタッフ等）が宿泊中の期間

○検討内容

- ・区画内に設置するブースやステージ（※アのみ）等のデザイン及び配置
※養生等、その他特別な処置の必要性や雨天時（屋外の場合）や緊急時の対応についても検討すること。
※イについては、区画が屋内である場合における企画・立案に加え、区画が屋外である場合の企画・立案を行う。約 60 か所の区画が屋内か屋外か確定したタイミングで、最終的に当てはめること。
※エについては、区画未定であるため「ロビー等で独立した区画を用意できる場合」における企画・立案に加え、区画を用意できない場合においても実施できる内容の企画・立案（例えば、壁掛けでの展示やフロントへの啓発物品配置など）をすること。
- ・主催事業実施期間中の（仮）スケジュール
※競技スケジュールに基づき、各会場における出展可能な枠数、日数及び時間を算出し、それを一覧にまとめた実施期間中の（仮）スケジュールを作成すること。
コンテンツ想定・PRブース出展（伝統産業等の展示、文化体験等）
・ステージ企画（伝統舞踊等）※アのみ

(2) 新規イベントの企画・立案

主催事業において新規でイベントを実施する場合の、イベント内容及びプログラムを 2 つ以上企画・立案すること。

〈新規イベントの想定〉

実施場所 名古屋市内の会場（オアシス21 銀河の広場など多数の来場を見込める会場）

実施期間 大会期間前～大会期間中のうち 1 日

想定来場者数 延べ 2,000～3,000 人程度（県民や大会関係者等）

実施要件 愛知・名古屋の文化を披露・体験する場を設けること。また、ステージ企画を盛り込むこと。

実施規模 実施にかかる経費は 20,000 千円程度を想定すること。

※今後変更の可能性有り。その場合は、対応すること。

(3) 概算費用の算出

(1)、(2)において、企画・立案した主催事業について、会場ごとに実施に必要な備品の種類、数の概算を計画し、その手配にかかる概算費用を算出すること。

(4) 業務計画

(1)、(2)において、企画・立案した主催事業を実施するための2025年度～2026年度のスケジュールを計画し、それに必要となる業務の一覧を作成すること。
また、その業務の項目ごとに経費を算出すること。

(5) その他

(1)～(4)に掲げる事項に関連して、委託者からの相談に応じて、必要なコンサルティングを行うこと。

6. 業務実施体制

(1) 進捗管理

受託者は、契約期間中、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

(2) 連絡体制等

トラブル等が発生した場合に、速やかに委託者と連絡を取れる体制を整えること。
また、受託者の責任において、トラブル等に適切に対応すること。

7. 打合せの実施

(1) 業務における打合せについては、少なくとも2週間に1度は必要に応じて打ち合わせ（対面・オンライン問わない）を実施すること。

(2) 上記打合せにおいて受託者は、打合せの議事録を作成し、委託者の確認を受けること。作成した議事録は成果物とともに納品すること。

8. 契約期間

本契約の契約期間は、契約締結日から2025年3月12日（水）までとする。

9. 成果物の提出

(1) 提出物

内容		形式	部数	期限※ ²
①	5.(1)	PowerPoint形式のデータ※ ¹		2025年1月15日(水)
②	5.(1)～(5)	日本産業規格A4判の紙媒体	3部	2025年3月12日(水)
		Word形式及びPDF形式のデータを格納した電子媒体	1部	

※¹PowerPoint形式のデータについては、参画者への説明資料として用いることとする。

※²期限は最終稿の期限であり、事前に初稿の提出を行い、委託者と調整のうえ、最終稿を提出すること。

(2) 提出場所

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局（愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課内）

10 権利の帰属等

(1) 著作権の帰属

- ア 本業務で作成される成果物の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、委託者に譲渡されるものとし、その対価は、委託金額に含まれるものとする。
- イ 委託者は、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- ウ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該成果物を利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- エ 受託者は、委託者及び第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう、受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

(2) 権利処理

- ア 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で委託者に帰属するよう措置するものとする。
- イ 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- ウ 契約期間に関わらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

11 その他

- (1) 本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること（契約終了後も同様とする）。
- (2) 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、委託者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (3) 委託期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を置くこと。
- (4) 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (5) 本業務で発生する著作物の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (6) 本業務にあたり使用する図表やデータ、画像などの著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (7) 本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。